

玄海町行財政改革大綱

令和 7 年度～令和 1 1 年度



令和 7 年 1 月

玄 海 町

目次

1. はじめに	2
2. 行政改革大綱策定の基本方針	3
(1) 人口の推移	
(2) 財政状況	
(3) 前行政改革大綱と状況の変化を踏まえた見直し	
3. 行財政改革の進捗管理	5
(1) 行財政改革大綱の推進期間	
(2) 行財政改革大綱の推進管理	
4. 具体的な取組内容	6
(1) 大綱の体系図	
(2) 取組内容	
大綱の柱1 計画的な財政運営の推進	9
項目1 歳入確保	
項目2 中期財政計画による運営	
項目3 公営企業の運営健全化	
項目4 公共の施設、財産の利活用	
大綱の柱2 時代に即した効果的な行政運営の推進	11
項目1 町民サービスの向上	
項目2 広報広聴の推進	
項目3 自治体 DX の推進	
大綱の柱3 住民力・地域力の活用	12
項目1 住民との協働の推進	
項目2 民間力の活用	
大綱の柱4 組織力の向上と人材育成	13
項目1 柔軟な組織体制の整備	
項目2 人材育成	
付属資料	14

1. はじめに

本町ではこれまで社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに的確に対応するとともに、簡素で効率的な行政運営を確保するため、累次の行政改革に取り組んできました。

特に前行政改革大綱（令和2年度～令和6年度）期間中においては、「玄海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口目標の達成に向けて、限られた経営資源を戦略に掲げる事業に投入するため、事務事業や組織の効率化、職員の資質・能力向上に努めました。例えば、「総合戦略に掲げる事業に予算を重点配分」分野ではゴミ袋の広告収入化や使用済核燃料税見直しなどを、「総合戦略に掲げる事業に職員を重点配置」分野ではふるさと応援寄附金の外部事務委託や新規採用職員のメンター制度導入に取り組みました。

各分野において一定の成果を挙げることができた一方で、今後、生産年齢人口の減少により町税収入の大きな増加が見込めず、高齢化の進展等により社会保障関係経費の更なる増加が予想されます。また、激甚化の傾向にある大規模自然災害等に備え防災対策事業経費も増加が見込まれます。

これらに適切に対応していくためには、最少の経費で最大の効果を上げるという行財政運営の基本に立ち、適切なサービスを提供しながらコストを抑えるため、時代に即した行政運営の効率化を行うとともに、財源の確保を図ることにより、健全財政の維持に努めつつ、組織力の向上と人材育成に努めていく必要があります。

このようなことから、将来を展望した行財政改革を一層推進していくための指針となる新たな行財政改革大綱を策定し、将来にわたる持続可能なまちづくりの実現に向け取り組んでいきます。

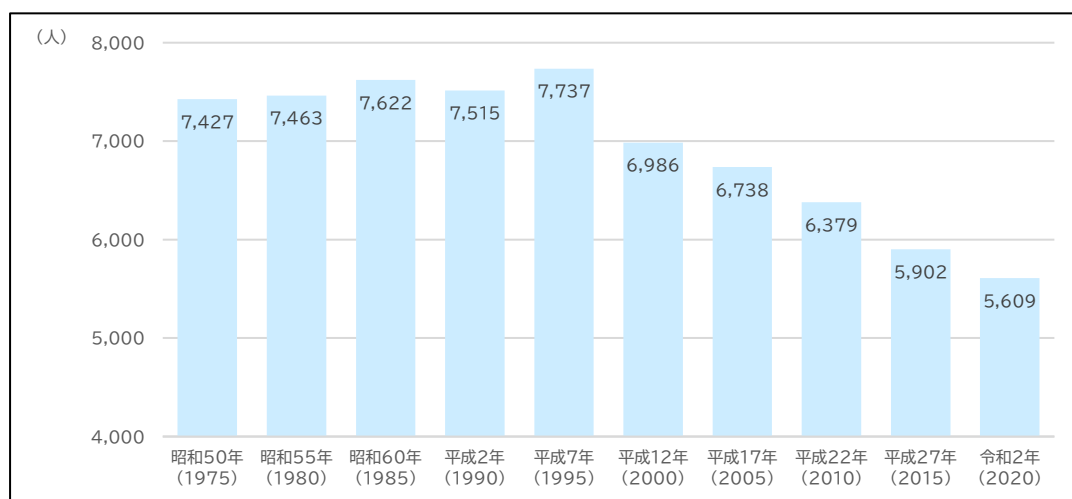
2. 行財政改革大綱策定の基本方針

(1) 人口の推移

日本の総人口は平成 27 年に減少に転じました。総人口の減少と高齢化によって、地方においては、地域社会の担い手不足や消費市場の縮小等、様々な社会的・経済的な課題が生じています。本町においても同様の状況であり、少子化は町の将来にとって更なる人口減少に拍車をかけ、生産年齢人口の減少は、町の経済を支える労働力の不足や税収の減少、高齢化は社会保障費の負担増加など、人口の減少が町政の広範囲で影響を及ぼすことが懸念されます。

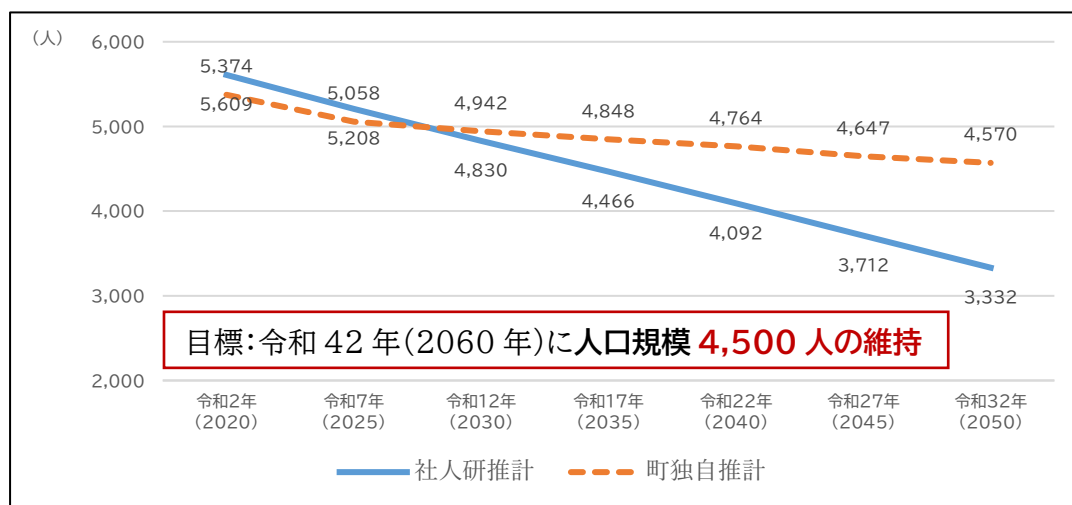
そのため、限られた財源や人員で行政サービスを提供するためのより効率的な業務の遂行が求められます。

< 玄海町の総人口の推移 >



(国勢調査より)

< 玄海町人口ビジョン >

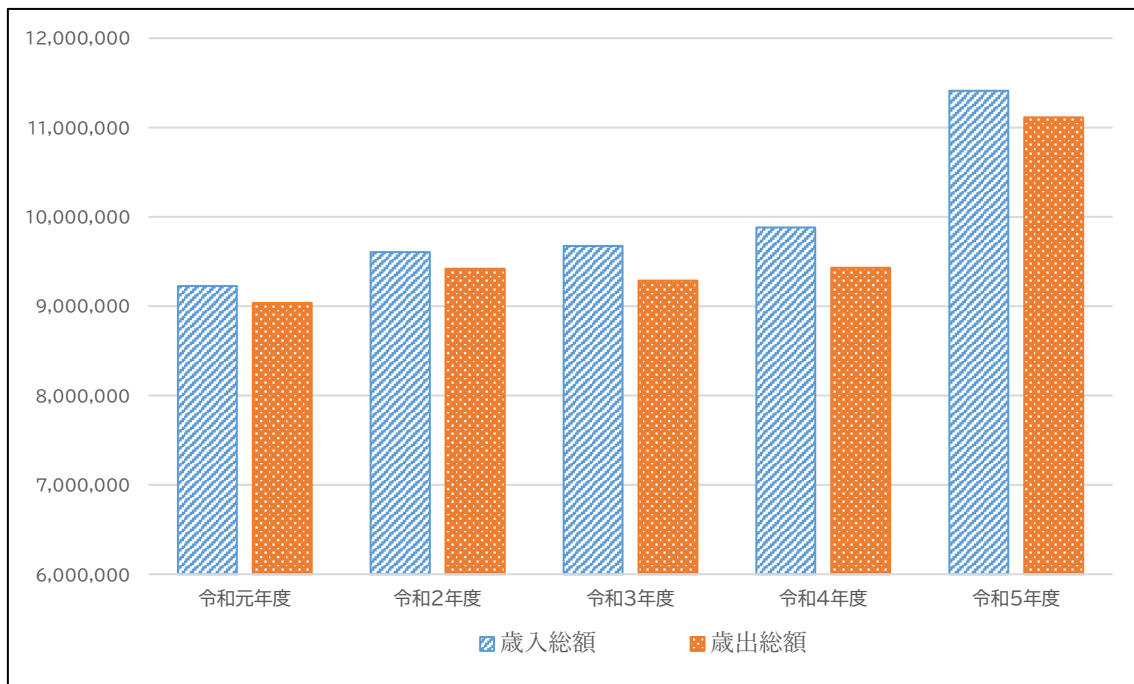


（２）財政状況

本町の財政状況として、令和５年度は、歳入総額が 114 億 1,077 万円、歳出総額が 111 億 1,623 万円となりました。歳入総額、歳出総額ともに、増加傾向にありますが、今後、更なる高齢化の進行による社会保障費関係の増加や公共施設等の老朽化対策による経費が増加することが予想されます。

＜玄海町の財政状況の推移＞

（単位：千円）



（３）前行政改革大綱と状況の変化を踏まえた見直し

住民ニーズに的確に対応できる簡素で効率的な行政システムを構築するという行政改革の基本的な考え方は、行政運営にあたり一貫したものであることから、新大綱の策定にあたっては、前大綱の趣旨を継承しつつ、社会経済の情勢の変化、本町の財政状況などを踏まえて取り組むこととします。

また、本町の課題や将来像を踏まえながら、本町にとって良いものは積極的に取り入れながら、質の高い行財政運営の仕組みを整えていきます。

3. 行財政改革の進捗管理

(1) 行財政改革大綱の推進期間

玄海町行財政改革大綱の推進期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

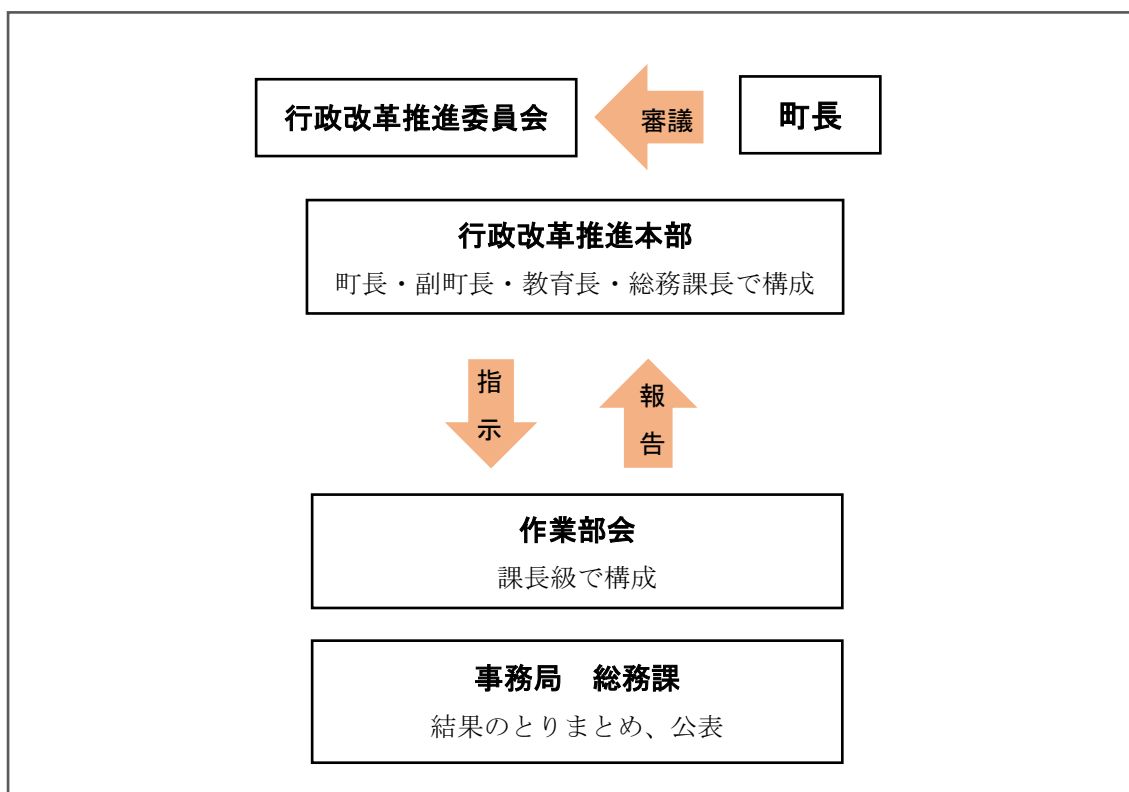
ただし、社会経済情勢の急激な変化や新たな行政課題への対応が必要な場合は、弾力的に見直すこととします。

(2) 行財政改革大綱の推進管理

行財政改革の実効性を確保するため、別途、実施計画を策定のうえ毎年度その進捗状況をホームページで公表します。

また、大綱の内容見直し等を行う場合は必要に応じて行政改革推進委員会において審議します。

<行財政改革の推進体制>



4. 具体的な取組内容

(1) 大綱の体系図

大綱の柱1 計画的な財政運営の推進

適切な財政運営と歳入確保に努め、持続可能で安定的な財政基盤を確立する。

— 項目1 歳入確保

- ① 租税公課の徴収力強化（納税相談、財産差押、執行停止）
- ② 使用済核燃料税の見直し
- ③ 原子力発電施設等立地に係る交付金の活用

— 項目2 中期財政計画による運営

- ④ 経営分析の実践
- ⑤ 原子力発電施設等立地に係る交付金を活用した事業実施の前提化

— 項目3 公営企業の運営健全化

- ⑥ 近隣市町との広域化の検討（ソフト面の運用を含む）
- ⑦ 施設の統合

— 項目4 公共の施設、財産の利活用

- ⑧ 公共施設等総合管理計画の実施・検証・見直し
- ⑨ 各種公の施設、遊休町有財産の利活用
- ⑩ 既存施設及び休止施設の活用

大綱の柱2 時代に即した効果的な行政運営の推進

社会情勢の変化に伴い、高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応するため、事務事業の見直し及び事務の効率化に取り組む。

— 項目1 町民サービスの向上

- ① 補助金等を含めた支援制度の検証

— 項目2 広報広聴の推進

- ② 効率的広報広聴の推進

— 項目3 自治体 DX の推進

- ③ 窓口での手数料等のキャッシュレス化推進
- ④ マイナンバーカードを活用した行政手続のスマート化
- ⑤ 外部サービスの活用
- ⑥ 介護事業所向け電子申請・届出システム
- ⑦ 施設使用許可等のデジタル化
- ⑧ 行政手続オンライン化の推進
- ⑨ データ利活用、データ利活用推進計画の策定
- ⑩ 上下水道の開始・休止等の申請のオンライン化

大綱の柱3 住民力・地域力の活用

住民との協働や地域力で、高度化・多様化する住民ニーズの課題解決に取り組む。

— 項目1 住民との協働の推進

- ① 住民参画の推進
- ② 子ども（小中高）を核としたまちとひとづくり

— 項目2 民間力の活用

- ③ さらなる外部委託（指定管理含む）の検討
- ④ より良質な住民サービスの提供
- ⑤ 部活動の地域移行に伴う地域人材の活用

大綱の柱4 組織力の向上と人材育成

多様化、複雑化する諸課題に的確に対応するため、時代に即した組織体制の整備や人材育成を進める。

項目1 柔軟な組織体制の整備

- └ ① 組織体制の検証
- └ ② 文書の電子化対策の検討

項目2 人材育成

- └ ③ 人材育成基本方針の見直しと着実な実行、計画
- └ ④ 庁内研修の充実
- └ ⑤ 他の団体への長期派遣研修及び人材交流

(2) 取組内容

大綱の柱1 計画的な財政運営の推進

項目1 歳入確保

安定的な財政運営と財源確保のため、住民サービスの受益者負担と行政コストの観点からその均衡を図ります。

①租税公課の徴収力強化（納税相談、財産差押、執行停止）

公平公正な税負担の観点から、徴収力の強化に努めます。特に納税相談と財産差押に注力します。

②使用済核燃料税の見直し

安定した税収入を確保するため、令和9年度以降の財政収支を見込み、使用済核燃料税について発電用原子炉の設置者と協議し見直しを検討します。

③原子力発電施設等立地に係る交付金の活用

一般財源を基金等で維持することで、将来の財源の確保に努めます。そのために、事業の実施にあたっては、その財源に原子力発電施設等立地に係る交付金を活用し、一般財源を長期に有効活用します。

項目2 中期財政計画による運営

財政運営の見通しにより、総合計画・総合戦略と連動した事業への見通しができ、一般財源を長期的に有効活用することで、持続可能で安定的な財政運営を図ります。

④経営分析の実践

総合計画・総合戦略・政策の評価結果を、中期財政計画に反映します。また、公共施設等総合管理計画等の策定による財政計画の見直しも実施し、長期的な財政運営の安定を図ります。

⑤原子力発電施設等立地に係る交付金を活用した事業実施の前提化

新規事業の実施において、原子力発電施設等立地に係る交付金を効果的に活用し、一般財源を長期的に有効活用します。

項目 3 公営企業の運営健全化

施設の老朽化による更新等に伴うコストの抑制を図るため、施設統合を検討し、安定した事業運営に努めます。

⑥近隣市町との広域化の検討（ソフト面の運用も含む）

今後、人口減少に伴う使用料収入の減少や施設老朽化による施設更新コストが増加することが見込まれます。そのため、施設を集約し、全体コストが抑制できる、近隣市町との広域化を検討します。

⑦施設の統合

今後、人口減少に伴う使用料収入の減少や施設老朽化による施設更新コストが増加することが見込まれるため、施設を統合し、全体のコスト抑制を図ります。

項目 4 公共の施設、財産の利活用

既存施設の有効活用を図るため、雨漏り解消等の基本的な改修を行い、本町に進出する企業が活用できる物件として有効活用を図ります。

⑧公共施設等総合管理計画の実施・検証・見直し

施設の統廃合や社会情勢を反映した用途変更等の方針を決定し、数や規模の最適化を図ります。また、長期的な活用方法を見据えた改修を行い、長寿命化を図り、計画の見直しを行います。

⑨各種公の施設、遊休町有財産の利活用

歳入確保に向けて、町が保有する財産である、コミュニティセンターなどの利活用を検討します。

⑩既存施設及び遊休施設の活用

既存の施設を活用し、企業誘致を推進します。誘致企業が進出を決定できるよう施設を改修し、進出企業の設備投資の促進、事業及び雇用の拡大に向け支援制度の充実を図ります。

大綱の柱2 時代に即した効果的な行政運営の推進

項目1 町民サービスの向上

町民の視点に立ったサービスのあり方等を含めた検討を行い、利便性の向上と町民満足度の向上に努めます。

①補助金等を含めた支援制度の検証

社会情勢や住民ニーズの変化に対応するため、補助金等を含めた支援制度の検証を行います。

項目2 広報広聴の推進

S N Sを活用し行政情報や事業内容等を発信し、広報の充実に努めます。

②効率的広報広聴の推進

統一的な方針により、効果的な広報の実施に努め、広報ツールの満足度の向上に努めます。

項目3 自治体DXの推進

町民サービスの利便性向上と行政サービスの更なる向上のため、D Xの推進に努めます。

③窓口での手数料等のキャッシュレス化推進

手数料等の電子マネー、クレジット決済が可能となる環境整備を行い、利便性の向上に努めます。

④マイナンバーカードを活用した行政手続きのスマート化

マイナンバーカード所持者が、オンラインで行政手続きができるよう環境整備を行います。

⑤外部サービスの活用

費用対効果を見極めながら、業務効率化の観点も含め、外部サービスの導入を検討します。

⑥介護事業所向け電子申請・届出システム

事業者の負担軽減を図り、コアな業務に注力できる環境の整備を行います。

⑦施設使用許可等のデジタル化

公共施設予約システムを導入し、施設利用者の手続を簡略化し、町民サービスの向上に努めます。

⑧行政手続オンライン化の推進

デジタルによる事務手続により、町民サービスの向上に努めます。

⑨データ利活用、データ利活用推進計画の策定

データ利活用推進計画を策定し、オープンデータの整備を進めます。

⑩上下水道の開始・休止等の申請のオンライン化

オンライン申請により、町民サービスの向上に努めます。

大綱の柱3 住民力・地域力の活用

項目1 住民との協働の推進

住民と行政がともに知恵を出し合いながら、多様化する地域課題の解決に努めます。

①住民参画の推進

住民の会議等への参加者数を維持し、住民の意見を意思決定に反映します。

②子ども（小中高）を核としたまちとひとづくり

子どもを核とし、住民との協働した地域活動を実践し、町の魅力の発信、関係人口の増加に努めます。

項目2 民間力の活用

民間と課題を共有し、民間活力の活用に努めます。

③さらなる外部委託（指定管理含む）の検討

民間のノウハウを活用した質の高いサービスを提供するため、さらなる外部委託を検討します。

④より良質な住民サービスの提供

より良質な住民サービスを提供するため、事業者の選定方法を見直します。

⑤部活動の地域移行に伴う地域人材の活用

土日祝日における中学校部活動の地域移行に努めます。

大綱の柱 4 組織力の向上と人材育成

項目 1 柔軟な組織体制の整備

町民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、効果的な組織体制の整備に努めます。

①組織体制の検証

各課へのヒアリングを実施し、横断的なプロジェクトチームの設置や組織体制、人員配置が適切であるか検証を行います。

②文書の電子化対策の検討

文書の電子化により、業務の効率化を図ることができるため、事例を把握したうえで検討を行います。

項目 2 人材育成

質の高い行政サービスを持続的に提供するため、玄海町人材育成基本方針に基づき、職員研修の推進に努めます。

③人材育成基本方針の見直しと着実な実行、計画

人材育成基本方針を見直し、時代に即した人材育成や組織体制の整備に努めます。

④庁内研修の充実

策定委員会の意見を踏まえて研修計画を策定し、現状の課題把握とそれに対応できる人材を育成します。

⑤他の団体への長期派遣研修及び人材交流

民間や国、県等への長期派遣研修や他自治体との人事交流を積極的に実施し、職員の能力向上と組織の活性化に努めます。

付属資料

玄海町行政改革推進委員会への諮問	1 5
玄海町行政改革推進委員会からの答申	1 6
玄海町行政改革大綱策定経過	1 7
玄海町行政改革推進委員会委員名簿	1 8
玄海町行政改革推進本部名簿	1 9
玄海町行政改革推進本部作業部会名簿	1 9
玄海町行政改革推進委員会設置条例	2 0
玄海町行政改革推進本部設置要綱	2 1
玄海町行政改革推進本部作業部会設置要綱	2 2

玄海町行政改革推進委員会への諮問

玄総第 6 8 2 号
令和 6 年 8 月 6 日

玄海町行政改革推進委員会 会長 様

玄海町長 脇山 伸太郎

玄海町行財政改革大綱の策定について（諮問）

玄海町行政改革推進委員会設置条例第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮 問

本町では、これまで、町政を取り巻く状況の変化に対応するため、行政改革大綱を策定し、改革に取り組んできました。

しかしながら、地方財政は、生産年齢人口の減少や高齢化等の進行によりますます厳しさを増す中、最少の経費で最大の効果を上げるという行財政運営の基本に立ち、適切なサービスを提供しながらコストを抑えるため、時代に即した行政運営の効率化を行うとともに、健全財政の維持に努めつつ、組織力の向上と人材育成に努めていく必要があると考えます。

つきましては、将来を展望した行財政改革を一層推進していくための指針となる「新行財政改革大綱」の策定について諮問します。

玄海町行政改革推進委員会からの答申

令和7年1月8日

玄海町長 脇山伸太郎 様

玄海町行政改革推進委員会
会長 井上 正旦

玄海町行財政改革大綱の策定について（答申）

令和6年8月6日付け玄総第682号で諮問のあったこのことについて、慎重審議のうえ必要な取組を別添のとおり取りまとめたので答申します。

生産年齢人口の減少や高齢化の進展等により、町政を取り巻く環境はますます厳しくなることが予測されます。

こうした多種多様化する行政諸課題に対応できるよう、行財政改革の4つの柱を中心とし、ますます高度化、多様化する住民ニーズに適切かつ的確に対処していくことが肝要です。また、時代に即した行政運営の効率化を行うとともに、健全財政の維持に努めるため、職員が一丸となって行財政改革を推進し、効率的で効果的な行財政運営の実現に努めてください。

玄海町行政改革大綱策定経過

開催日	会議	内容
令和6年 1月29日	行政改革推進本部会議	前大綱の振り返り及び意見交換
7月11日	行政改革推進本部作業部会	前大綱の振り返り 骨子案の協議
7月24日	行政改革推進本部会議	前大綱の振り返り、骨子案の協議 諮問について
8月6日	行政改革推進委員会	辞令交付、諮問 前大綱の振り返り、骨子案の協議
8月16日	行政改革推進本部作業部会	取組事項の内容作成
9月4日	行政改革推進本部作業部会	取組事項の内容検討
10月17日	行政改革推進本部作業部会	取組事項の決定 素案の協議
10月30日	行政改革推進本部会議	素案の協議
11月19日	行政改革推進委員会	素案の協議
11月22日 ～ 12月25日	パブリックコメント	
令和7年 1月8日	答申	行政改革推進委員会会長から 町長に答申
1月28日	行政改革推進本部会議	大綱の決定

玄海町行政改革推進委員会委員名簿

役職名	氏名	備 考	
会 長	井上 正旦	玄海町議会議長	
委 員	岩崎 一男	玄海町教育委員会教育長	
委 員	中山 智幸	玄海町区長会	
委 員	佐藤 靖成	(一社) 玄海町みんなの 地域商社	
委 員	小山 明佳	司法書士	
委 員	島崎 昭広	佐賀銀行肥前町支店 支店長	
委 員	西 立也	副町長	玄海町行政改革推進本部 副本部長

玄海町行政改革推進本部名簿

役職名	氏名	備 考	
本部長	脇山 伸太郎	町長	
副本部長	西 立也	副町長	玄海町行政改革推進委員会 委員
本部員	岩崎 一男	教育長	
本部員	渡辺 晴彦	総務課長	玄海町行政改革推進本部作業部会 部会長

玄海町行政改革推進本部作業部会名簿

役職名	氏名	備 考	
部会長	渡辺 晴彦	総務課長	玄海町行政改革推進本部 本部員
部会員	中山 昌直	会計管理者兼住民課長	
部会員	中村 大造	議会事務局長	
部会員	日高 大助	防災安全課長	
部会員	熊本 秀樹	企画商工課長	
部会員	中山 ふみ	福祉・介護課長	
部会員	黒田 佐織	こども・ほけん課	
部会員	鶴田 豊明	農林水産課長	
部会員	鈴木 博之	まちづくり課長	
部会員	山口 三成	生活環境課長	
部会員	加納 晴美	教育課長	

玄海町行政改革推進委員会設置条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、玄海町行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、玄海町の行政改革の推進に関する重要事項を審議する。

(委員)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、町長が招集し、会長が議長となる。

(秘密保持義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和元年12月17日玄海町条例第22号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

玄海町行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、玄海町行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 本部員は教育長及び総務課長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則（昭和 60 年 6 月 18 日玄海町告示第 15 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 30 日玄海町告示第 87 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 21 日玄海町告示第 56 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 7 日玄海町告示第 183 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

玄海町行政改革推進本部作業部会設置要綱

(目的)

第1条 玄海町行政改革推進本部の円滑かつ効率的な運営を図るため、作業部会を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 行政改革大綱及び実施計画の立案に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長は、総務課長の職にある者をもって充てる。
- 3 部会員は、別表に掲げる者とする。

(会議)

第4条 作業部会は部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長に事故のあるとき、又は部会長が欠けたときは、その予め指名する者が臨時に、部会長の職務を行う。
- 4 作業部会は、必要があると認めるときは、回数の制限無く適宜開催する。
- 5 部会長は、専門の事項を調査研究するため必要があると認めたときは、作業部会に専門知識を有する者を出席させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 作業部会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則（平成 24 年 7 月 30 日告示第 88 号）

この要綱は、平成 24 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 21 日告示第 20 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 7 日告示第 184 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 1 日告示第 13 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

職名
総務課長
会計管理者
議会事務局長
防災安全課長
企画商工課長
住民課長
福祉・介護課長
こども・ほけん課長
農林水産課長
まちづくり課長
生活環境課長
教育課長